

令和 7 年度決算に基づく
下関市健全化判断比率及び
資金不足比率に係る審査意見書

下 関 市 監 査 委 員

下 監 第 7 6 6 号
令和 8 年(2026年) 8 月 2 4 日

下 関 市 長 前 田 晋 太 郎 様

下 関 市 監 査 委 員	今	井	弘	文
同	山	元		浩
同	戸	澤	昭	夫
同	井	川	典	子

令和 7 年度決算に基づく下関市健全化判断比率
及び資金不足比率に係る審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び同法第 2 2 条第 1 項の規定により審査に付された、令和 7 年度決算に基づく下関市健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定基礎事項を記載した書類を審査したので、その結果について次のとおり意見を提出します。

目 次

下関市健全化判断比率審査意見

1. 審査の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(1) 審査の対象・・・・・・・・	1
(2) 審査の期間・・・・・・・・	1
(3) 審査の方法・・・・・・・・	1
2. 審査の結果・・・・・・・・	1
(1) 総合意見・・・・・・・・	1
(2) 個別意見・・・・・・・・	2
①実質赤字比率・・・・・・・・	2
②連結実質赤字比率・・・・・・・・	3
③実質公債費比率・・・・・・・・	5
④将来負担比率・・・・・・・・	6
(3) 是正改善を要する事項・・・・・・・・	6

下関市資金不足比率審査意見

1. 審査の概要・・・・・・・・	7
(1) 審査の対象・・・・・・・・	7
(2) 審査の期間・・・・・・・・	7
(3) 審査の方法・・・・・・・・	7
2. 審査の結果・・・・・・・・	8
(1) 総合意見・・・・・・・・	8
(2) 個別意見・・・・・・・・	9
①臨海土地造成事業特別会計・・・・・・・・	9
②渡船特別会計・・・・・・・・	10
③市場特別会計・・・・・・・・	11
④観光施設事業特別会計・・・・・・・・	12
⑤農業集落排水事業特別会計・・・・・・・・	13
⑥水道事業会計・・・・・・・・	14
⑦工業用水道事業会計・・・・・・・・	15
⑧下水道事業会計・・・・・・・・	16
⑨病院事業会計・・・・・・・・	17
⑩ボートレース事業会計・・・・・・・・	18
(3) 是正改善を要する事項・・・・・・・・	19

凡 例

- 1 文中等に記載する「令和 7 年度」は、令和 7 年度決算に基づくことを、「令和 6 年度」は、令和 6 年度決算に基づくことをいい、以下同様である。
- 2 P（ポイント）は、パーセンテージ間の単純差し引き数値である。
- 3 類団指標とは、令和 7 年 3 月 3 1 日現在中核市である 6 2 団体の単純平均（令和 6 年度決算数値）である。

下関市健全化判断比率審査意見

1. 審査の概要

(1) 審査の対象

令和7年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類（以下「算定書類」という。）

(2) 審査の期間

令和8年7月1日から令和8年8月6日までの37日間

(3) 審査の方法

令和7年度決算に基づく健全化判断比率及び算定書類の審査に当たっては、比率は関係法令にのっとり適正に算定されているか、算定書類は適正に作成されているかについて、証拠書類との照合を行うとともに、関係職員からの説明聴取などの方法により審査を実施した。なお、審査は下関市監査基準に準拠して実施した。

2. 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された次の表に掲げる健全化判断比率は、いずれも適正に算定されており、算定書類についても適正に作成されているものと認められた。

	令和7年度 A %	令和6年度 B %	比較増減 A－B P	早期健全化 基準 %	類団指標 (令和6年度) %
① 実質赤字比率	—	—	—	11.25	—
② 連結実質赤字比率	—	—	—	16.25	—
③ 実質公債費比率	9.0	9.3	△ 0.3	25.0	5.4
④ 将来負担比率	42.7	43.0	△ 0.3	350.0	33.1

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字額がないため「—」と表示している。

(2) 個別意見

① 実質赤字比率

実質赤字比率の算定式及び各項目の数値は、次のとおりである。なお、本市の早期健全化基準は 11.25%である。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

(単位：千円)

区 分	令和 7 年度	令和 6 年度	比較増減
一 般 会 計 等 の 実 質 赤 字 額	△ 4,277,986	△ 4,189,650	△ 88,336
一般会計	△ 4,094,692	△ 4,182,293	87,601
土地取得特別会計	△ 35,637	△ 41,384	5,747
母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	△ 12,287	△ 6,794	△ 5,493
港湾特別会計	△ 135,370	40,821	△ 176,191
市立市民病院債管理特別会計			
公債管理特別会計			
標 準 財 政 規 模	67,864,892	66,244,264	1,620,628

※ 赤字の算定の基となるため、黒字の場合は負数、赤字の場合は正数となる。

(単位：%、P)

区 分	令和 7 年度	令和 6 年度	比較増減
実 質 赤 字 比 率 (計 算 上 の 比 率)	— (△ 6.30)	— (△ 6.32)	— (0.02)

※ 実質赤字額が発生していないため「—」と表示している。

※ 小数点第3位以下切り捨て。

令和7年度の実質赤字比率については、実質赤字額がないため「—」と表示している。

参考までに、実質収支の比率としてみると、令和7年度は 6.30%で、令和6年度の 6.32%と比較すると 0.02 ポイント低下しているものの、現状では財政収支に問題はないと認められる。

② 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率の算定式及び各項目の数値は、次のとおりである。なお、本市の早期健全化基準は 16.25%である。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

(単位：千円)

区 分	令和 7 年度	令和 6 年度	比較増減
連 結 実 質 赤 字 額	△ 71,930,505	△ 56,339,308	△ 15,591,197
一般会計等	△ 4,277,986	△ 4,189,650	△ 88,336
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計	△ 923,447	△ 1,180,440	256,993
国民健康保険特別会計	△ 428,854	△ 540,131	111,277
介護保険特別会計	△ 302,455	△ 446,439	143,984
後期高齢者医療特別会計	△ 192,138	△ 193,870	1,732
公営企業に係る会計	△ 66,729,072	△ 50,969,218	△ 15,759,854
臨海土地造成事業特別会計	0	0	0
渡船特別会計	△ 34,834	△ 12,192	△ 22,642
市場特別会計	△ 179,664	△ 186,802	7,138
観光施設事業特別会計	△ 2,216	△ 2,488	272
農業集落排水事業特別会計	△ 2,776	△ 1,731	△ 1,045
水道事業会計	△ 6,171,050	△ 6,650,105	479,055
工業用水道事業会計	△ 315,459	△ 293,092	△ 22,367
下水道事業会計	△ 1,264,965	△ 1,138,955	△ 126,010
病院事業会計	109,448	△ 77,659	187,107
ボートレース事業会計	△ 58,867,556	△ 42,606,194	△ 16,261,362
標 準 財 政 規 模	67,864,892	66,244,264	1,620,628

※ 赤字の算定の基となるため、黒字又は資金剰余の場合は負数、赤字又は資金不足の場合は正数となる。

(単位：%、P)

区 分	令和 7 年度	令和 6 年度	比較増減
連 結 実 質 赤 字 比 率 (計 算 上 の 比 率)	— (△ 105.99)	— (△ 85.04)	— (△ 20.95)

※ 連結実質赤字額が発生していないため「—」と表示している。

※ 小数点第 3 位以下切り捨て。

令和7年度の連結実質赤字比率については、連結実質赤字額がないため「―」と表示している。

参考までに、連結実質収支の比率としてみると、令和7年度は105.99%で、令和6年度の85.04%と比較すると20.95ポイント上昇し、現状では財政収支に問題はないと認められる。

③ 実質公債費比率

実質公債費比率の算定式及び各項目の数値は、次のとおりである。なお、早期健全化基準は 25.0%である。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\left(\begin{array}{c} \text{元利償還金} \\ + \\ \text{準元利償還金} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} \text{償還のための特定財源} \\ + \\ \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額} \end{array} \right)}{\text{標準財政規模} - \left(\begin{array}{c} \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額} \end{array} \right)} \times 100 \text{ の 3 か 年 平 均}$$

(単位：千円)

区 分	令和 7 年度	令和 6 年度	令和 5 年度	令和 4 年度
元 利 償 還 金	14,183,579	14,187,436	15,266,905	16,160,216
準 元 利 償 還 金	2,320,848	2,353,069	2,260,430	2,393,170
償 還 の た め の 特 定 財 源	2,235,950	2,195,965	2,072,401	2,282,675
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	9,087,670	9,489,034	10,042,764	10,891,505
標 準 財 政 規 模	67,864,892	66,244,264	65,580,989	65,832,789

(単位：%、P)

区 分	令和 7 年度	令和 6 年度	比較増減
令和 7 年度分実質公債費比率（単年度）	8.81431	—	
令和 6 年度分実質公債費比率（単年度）	8.55517	8.55517	
令和 5 年度分実質公債費比率（単年度）	9.74495	9.74495	
令和 4 年度分実質公債費比率（単年度）	—	9.79083	
3 か 年 平 均	9.0	9.3	△ 0.3

※ 単年度分は端数処理せず、3か年平均は小数点第2位以下切り捨て。

令和 7 年度の実質公債費比率は 9.0%で、早期健全化基準の 25.0%と比較すると、これを下回っており、公債費の財政負担が令和 7 年度の標準財政規模を基本とした額に比して著しく過大な状況にはないと認められる。

なお、令和 6 年度の実質公債費比率 9.3%と比較すると 0.3 ポイント低下している。

④ 将来負担比率

将来負担比率の算定式及び各項目の数値は、次のとおりである。なお、早期健全化基準は 350.0%である。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \left(\begin{array}{c} \text{充当可能基金額} \\ + \\ \text{特定財源見込額} \\ + \\ \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額} \end{array} \right)}{\text{標準財政規模} - \begin{array}{c} \text{元利償還金・準元利償} \\ \text{還金に係る基準財政需} \\ \text{要額算入額} \end{array}}$$

(単位：千円)

区 分	令和 7 年度	令和 6 年度	比較増減
将 来 負 担 額	191,630,798	186,432,119	5,198,679
充 当 可 能 基 金 額	37,893,982	34,178,240	3,715,742
特 定 財 源 見 込 額	22,142,915	20,001,623	2,141,292
地 方 債 現 在 高 等 に 係 る 基 準 財 政 需 要 額 算 入 見 込 額	106,481,706	107,831,649	△ 1,349,943
標 準 財 政 規 模	67,864,892	66,244,264	1,620,628
元利償還金・準元利償還金に係る 基 準 財 政 需 要 額 算 入 額	9,087,670	9,489,034	△ 401,364

(単位：%、P)

区 分	令和 7 年度	令和 6 年度	比較増減
将 来 負 担 比 率	42.7	43.0	△ 0.3

※ 小数点第2位以下切り捨て。

令和 7 年度の将来負担比率は 42.7%で、早期健全化基準の 350.0%と比較すると、これを下回っており、将来の地方債償還等の支出予定額が令和 7 年度の標準財政規模を基本とした額に比して著しく過大な状況にはないと認められる。

なお、令和 6 年度の将来負担比率 43.0%と比較すると 0.3 ポイント低下している。

(3) 是正改善を要する事項

健全化判断比率について、特に指摘すべき事項はない。引き続き財政の健全運営に留意されたい。

下関市資金不足比率審査意見

1. 審査の概要

(1) 審査の対象

次の各会計における令和7年度の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

- ① 臨海土地造成事業特別会計
- ② 渡船特別会計
- ③ 市場特別会計
- ④ 観光施設事業特別会計
- ⑤ 農業集落排水事業特別会計
- ⑥ 水道事業会計
- ⑦ 工業用水道事業会計
- ⑧ 下水道事業会計
- ⑨ 病院事業会計
- ⑩ ボートレース事業会計

(2) 審査の期間

令和8年7月1日から令和8年8月6日までの37日間

(3) 審査の方法

令和7年度決算に基づく資金不足比率及び算定書類の審査に当たっては、比率は関係法令にのっとり適正に算定されているか、算定書類は適正に作成されているかについて、証拠書類との照合を行うとともに、関係職員からの説明聴取などの方法により審査を実施した。

2. 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された次の表に掲げる資金不足比率は、いずれも適正に算定されており、算定書類についても適正に作成されているものと認められた。

	令和7年度 A %	令和6年度 B %	比較増減 A－B P	経営健全化 基 準 %
① 臨海土地造成事業特別会計	—	—	—	20.0
② 渡船特別会計	—	—	—	
③ 市場特別会計	—	—	—	
④ 観光施設事業特別会計	—	—	—	
⑤ 農業集落排水事業特別会計	—	—	—	
⑥ 水道事業会計	—	—	—	
⑦ 工業用水道事業会計	—	—	—	
⑧ 下水道事業会計	—	—	—	
⑨ 病院事業会計	14.5	—	—	
⑩ ボートレース事業会計	—	—	—	

※ 資金不足が発生していない場合は、「—」と表示している。

※ 資金不足比率が 20.0%以上となった場合は、公営企業の経営の健全化のための計画を定める必要がある。

(2) 個別意見

① 臨海土地造成事業特別会計

臨海土地造成事業特別会計の資金不足比率の算定式は、次のとおりである。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

資金の不足額及び事業の規模は、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	令和7年度 A	令和6年度 A	比較増減 A-B
ア 歳出額 ＋ 算入地方債	2,332,363	2,946,136	△ 613,773
イ 歳入額 － 翌年度へ繰り越すべき財源	108,477	691,774	△ 583,297
ウ 土地収入見込額	3,169,367	3,159,997	9,370
エ 地方債残高 ＋ 他会計長期借入金	1,532,562	1,568,142	△ 35,580
資金の不足額 アーイーウ＋エ(※)	0	0	0
a 資本			
b 負債(繰上充用額＋地方債残高＋長期借入金)	3,756,448	3,822,504	△ 66,056
事業の規模 a ＋ b	3,756,448	3,822,504	△ 66,056

※ 「資金の不足額」の[アーイーウ]が負数の場合はエを加算。ただし、その値が>0となるときは「0」とする。

以上にに基づき算定された臨海土地造成事業特別会計の資金不足比率は、次のとおりである。

(単位：％、P)

区 分	令和7年度	令和6年度	比較増減
資 金 不 足 比 率 (計 算 上 の 比 率)	— (0.0)	— (0.0)	— (0.0)

※ 資金不足が発生していないため「—」と表示している。

※ 小数点第2位以下切り捨て。

令和7年度の資金不足比率については、資金不足額がないため「—」と表示している。

参考までに、資金剰余の比率としてみると、令和7年度は 0.0％で令和6年度と同率であり、現状では経営資金の状況に問題はないと認められる。

② 渡船特別会計

渡船特別会計の資金不足比率の算定式は、次のとおりである。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

資金の不足額及び事業の規模は、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分		令和 7 年度 A	令和 6 年度 A	比較増減 A-B
ア	歳出額 + 算入地方債	188,013	161,717	26,296
イ	歳入額 - 翌年度へ繰り越すべき財源	222,847	173,909	48,938
資金の不足額 アーイ		△ 34,834	△ 12,192	△ 22,642
a	営業収益に相当する収入の額	14,994	14,632	362
b	受託工事収益に相当する収入の額			
事業の規模 a - b		14,994	14,632	362

以上に基づき算定された渡船特別会計の資金不足比率は、次のとおりである。

(単位：％、P)

区 分	令和 7 年度	令和 6 年度	比較増減
資 金 不 足 比 率 (計 算 上 の 比 率)	— (△ 232.3)	— (△ 83.3)	— (△ 149.0)

※ 資金不足が発生していないため「—」と表示している。

※ 小数点第2位以下切り捨て。

令和7年度の資金不足比率については、資金不足額がないため「—」と表示している。

参考までに、資金剰余の比率としてみると、令和7年度は232.3%で令和6年度の83.3%と比較すると149.0ポイント上昇しており、現状では経営資金の状況に問題はないと認められる。

③ 市場特別会計

市場特別会計の資金不足比率の算定式は、次のとおりである。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

資金の不足額及び事業の規模は、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分		令和 7 年度 A	令和 6 年度 A	比較増減 A-B
ア	歳出額 ＋ 算入地方債	770,656	859,429	△ 88,773
イ	歳入額 － 翌年度へ繰り越すべき財源	950,320	1,046,231	△ 95,911
資金の不足額 アーイ		△ 179,664	△ 186,802	7,138
a	営業収益に相当する収入の額	447,391	436,066	11,325
b	受託工事収益に相当する収入の額			
事業の規模 a－b		447,391	436,066	11,325

以上に基づき算定された市場特別会計の資金不足比率は、次のとおりである。

(単位：％、P)

区 分	令和 7 年度	令和 6 年度	比較増減
資 金 不 足 比 率 (計 算 上 の 比 率)	— (△ 40.1)	— (△ 42.8)	— (2.7)

※ 資金不足が発生していないため「—」と表示している。

※ 小数点第2位以下切り捨て。

令和7年度の資金不足比率については、資金不足額がないため「—」と表示している。

参考までに、資金剰余の比率としてみると、令和7年度は40.1%で令和6年度の42.8%と比較すると2.7ポイント低下しているものの、現状では経営資金の状況に問題はないと認められる。

④ 観光施設事業特別会計

観光施設事業特別会計の資金不足比率の算定式は、次のとおりである。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

資金の不足額及び事業の規模は、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	令和7年度 A	令和6年度 A	比較増減 A-B
ア 歳出額 + 算入地方債	327,877	259,396	68,481
イ 歳入額 - 翌年度へ繰り越すべき財源	330,093	261,884	68,209
資金の不足額 アーイ	△ 2,216	△ 2,488	272
a 営業収益に相当する収入の額	419,041	467,432	△ 48,391
b 受託工事収益に相当する収入の額			
事業の規模 a-b	419,041	467,432	△ 48,391

※ aの中には、海峡ビューしものせき及びサングリーン菊川の指定管理者利用料金収入額が含まれている。

以上に基づき算定された観光施設事業特別会計の資金不足比率は、次のとおりである。

(単位：％、P)

区 分	令和7年度	令和6年度	比較増減
資 金 不 足 比 率 (計 算 上 の 比 率)	— (△ 0.5)	— (△ 0.5)	— (0.0)

※ 資金不足が発生していないため「—」と表示している。

※ 小数点第2位以下切り捨て。

令和7年度の資金不足比率については、資金不足額がないため「—」と表示している。

参考までに、資金剰余の比率としてみると、令和7年度は0.5%で、令和6年度と同率であり、現状では経営資金の状況に問題はないと認められる。

⑤ 農業集落排水事業特別会計

農業集落排水事業特別会計の資金不足比率の算定式は、次のとおりである。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

資金の不足額及び事業の規模は、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	令和7年度 A	令和6年度 A	比較増減 A-B
ア 歳出額 + 算入地方債	676,216	398,221	277,995
イ 歳入額 - 翌年度へ繰り越すべき財源	678,992	399,952	279,040
資金の不足額 アーイ	△ 2,776	△ 1,731	△ 1,045
a 営業収益に相当する収入の額	105,742	104,754	988
b 受託工事収益に相当する収入の額			
事業の規模 a - b	105,742	104,754	988

以上にに基づき算定された農業集落排水事業特別会計の資金不足比率は、次のとおりである。

(単位：％、P)

区 分	令和7年度	令和6年度	比較増減
資 金 不 足 比 率 (計 算 上 の 比 率)	— (△ 2.6)	— (△ 1.6)	— (△ 1.0)

※ 資金不足が発生していないため「—」と表示している。

※ 小数点第2位以下切り捨て。

令和7年度の資金不足比率については、資金不足額がないため「—」と表示している。

参考までに、資金剰余の比率としてみると、令和7年度は2.6％で、令和6年度の1.6％と比較すると1.0ポイント上昇しており、現状では経営資金の状況に問題はないと認められる。

⑥ 水道事業会計

水道事業会計の資金不足比率の算定式は、次のとおりである。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

資金の不足額及び事業の規模は、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	令和 7 年度 A	令和 6 年度 A	比較増減 A-B
ア 流動負債 + 算入地方債	1,701,142	2,192,760	△ 491,618
イ 流動資産 - 翌年度へ繰り越すべき財源	7,872,192	8,842,865	△ 970,673
資金の不足額 アーイ	△ 6,171,050	△ 6,650,105	479,055
a 営業収益の額	5,203,125	5,254,799	△ 51,674
b 受託工事収益の額	2,484	2,876	△ 392
事業の規模 a - b	5,200,641	5,251,923	△ 51,282

※ アの中には、貸借対照表の流動負債に計上されている企業債（建設改良費等の財源に充てるためのもの）の額は含まれていない。

以上に基づき算定された水道事業会計の資金不足比率は、次のとおりである。

(単位：％、P)

区 分	令和 7 年度	令和 6 年度	比較増減
資 金 不 足 比 率 (計 算 上 の 比 率)	— (△ 118.6)	— (△ 126.6)	— (8.0)

※ 資金不足が発生していないため「—」と表示している。

※ 小数点第2位以下切り捨て。

令和7年度の資金不足比率については、資金不足額がないため「—」と表示している。

参考までに、資金剰余の比率としてみると、令和7年度は118.6%で令和6年度の126.6%と比較すると8.0ポイント低下しているものの、現状では経営資金の状況に問題はないと認められる。

⑦ 工業用水道事業会計

工業用水道事業会計の資金不足比率の算定式は、次のとおりである。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

資金の不足額及び事業の規模は、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	令和7年度 A	令和6年度 A	比較増減 A-B
ア 流動負債 + 算入地方債	22,432	66,786	△ 44,354
イ 流動資産 - 翌年度へ繰り越すべき財源	337,891	359,878	△ 21,987
資金の不足額 アーイ	△ 315,459	△ 293,092	△ 22,367
a 営業収益の額	274,254	274,261	△ 7
b 受託工事収益の額	0	8	△ 8
事業の規模 a - b	274,254	274,253	1

※ アの中には、貸借対照表の流動負債に計上されている企業債（建設改良費等の財源に充てるためのもの）の額は含まれていない。

以上にに基づき算定された工業用水道事業会計の資金不足比率は、次のとおりである。

(単位：％、P)

区 分	令和7年度	令和6年度	比較増減
資 金 不 足 比 率 (計 算 上 の 比 率)	— (△ 115.0)	— (△ 106.8)	— (△ 8.2)

※ 資金不足が発生していないため「—」と表示している。

※ 小数点第2位以下切り捨て。

令和7年度の資金不足比率については、資金不足額がないため「—」と表示している。

参考までに、資金剰余の比率としてみると、令和7年度は115.0%で令和6年度の106.8%と比較すると8.2ポイント上昇しており、現状では経営資金の状況に問題はないと認められる。

⑧ 下水道事業会計

下水道事業会計の資金不足比率の算定式は、次のとおりである。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

資金の不足額及び事業の規模は、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分		令和 7 年度 A	令和 6 年度 A	比較増減 A-B
ア	流動負債 + 算入地方債	1,079,536	779,334	300,202
イ	流動資産 - 翌年度へ繰り越すべき財源	2,344,501	1,918,289	426,212
資金の不足額 アーイ		△ 1,264,965	△ 1,138,955	△ 126,010
a	営業収益の額	3,493,001	3,502,527	△ 9,526
b	受託工事収益の額			
事業の規模 a-b		3,493,001	3,502,527	△ 9,526

※ アの中には、貸借対照表の流動負債に計上されている企業債（建設改良費等の財源に充てるためのもの）の額は含まれていない。

以上に基づき算定された下水道事業会計の資金不足比率は、次のとおりである。

(単位：％、P)

区 分	令和 7 年度	令和 6 年度	比較増減
資 金 不 足 比 率 (計 算 上 の 比 率)	— (△ 36.2)	— (△ 32.5)	— (△ 3.7)

※ 資金不足が発生していないため「—」と表示している。

※ 小数点第2位以下切り捨て。

令和7年度の資金不足比率については、資金不足額がないため「—」と表示している。

参考までに、資金剰余の比率としてみると、令和7年度は36.2%で令和6年度の32.5%と比較すると3.7ポイント上昇しており、現状では経営資金の状況に問題はないと認められる。

⑨ 病院事業会計

病院事業会計の資金不足比率の算定式は、次のとおりである。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

資金の不足額及び事業の規模は、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分		令和7年度 A	令和6年度 A	比較増減 A-B
ア	流動負債 + 算入地方債	325,910	142,128	183,782
イ	流動資産 - 翌年度へ繰り越すべき財源	216,462	219,787	△ 3,325
資金の不足額 アーイ		109,448	△ 77,659	187,107
a	営業収益の額	750,967	775,719	△ 24,752
b	受託工事収益の額			
事業の規模 a - b		750,967	775,719	△ 24,752

※ アの中には、貸借対照表の流動負債に計上されている企業債（建設改良費等の財源に充てるためのもの）の額は含まれていない。

以上に基づき算定された病院事業会計の資金不足比率は、次のとおりである。

(単位：％、P)

区 分	令和7年度	令和6年度	比較増減
資 金 不 足 比 率	14.5	—	—
(計 算 上 の 比 率)	(14.5)	(△ 10.0)	(24.5)

※ 資金不足が発生していないため「—」と表示している。

※ 小数点第2位以下切り捨て。

令和7年度においては資金不足が発生しており、資金不足比率は14.5%となっている。経営健全化基準である20.0%は下回っているものの、今後比率がさらに悪化することも懸念されることから、経営の健全化に努める必要がある。

⑩ ボートレース事業会計

ボートレース事業会計の資金不足比率の算定式は、次のとおりである。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

資金の不足額及び事業の規模は、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分		令和 7 年度 A	令和 6 年度 A	比較増減 A-B
ア	流動負債 ＋ 算入地方債	3,787,677	2,682,061	1,105,616
イ	流動資産 － 翌年度へ繰り越すべき財源	62,655,233	45,288,255	17,366,978
資金の不足額 アーイ		△ 58,867,556	△ 42,606,194	△ 16,261,362
a	営業収益の額	171,827,543	166,788,627	5,038,916
b	受託工事収益の額			
事業の規模 a－b		171,827,543	166,788,627	5,038,916

以上に基づき算定されたボートレース事業会計の資金不足比率は、次のとおりである。

(単位：％、P)

区 分	令和 7 年度	令和 6 年度	比較増減
資 金 不 足 比 率 (計 算 上 の 比 率)	— (△ 34.2)	— (△ 25.5)	— (△ 8.7)

※ 資金不足が発生していないため「—」と表示している。

※ 小数点第 2 位以下切り捨て。

令和 7 年度の資金不足比率については、資金不足額がないため「—」と表示している。

参考までに、資金剰余の比率としてみると、令和 7 年度は 34.2％で、令和 6 年度の 25.5％と比較すると 8.7 ポイント上昇しており、現状では経営資金の状況に問題は無いと認められる。

(3) 是正改善を要する事項

病院事業会計を除く 9 会計においては資金剰余を示しており、現状では経営資金の状況に問題はないと認められる。

病院事業会計においては資金不足が発生しており、資金不足比率は 14.5%となっている。経営健全化基準である 20.0%は下回っているものの、令和 5 年度の資金不足比率 5.7%を上回っており、当時よりもさらに厳しい経営状況にあることが懸念されるため、資金不足の解消に向けて経営状況の改善に努められたい。